

令和4年第3回野洲市農業委員会  
総会議事録

令和4年3月10日開催

## 令和4年第3回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年3月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第3回野洲市農業委員会総会を開催する。

### 1. 出席委員 下記のとおり

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 清水 稔   |
| 2番  | 小森 貴夫  |
| 3番  | 坂口 茂   |
| 4番  | 辻川 清太郎 |
| 5番  | 島村 平治  |
| 6番  | 北脇 広美  |
| 7番  | 苗村 善明  |
| 8番  | 辻 清子   |
| 9番  | 東郷 恵子  |
| 10番 | 石塚 健一  |
| 13番 | 安田 健一  |
| 14番 | 市木 和雄  |
| 15番 | 飯田 百合子 |
| 17番 | 前田美幸枝  |
| 18番 | 杉江 保彦  |
| 19番 | 岩井 正男  |
| 20番 | 吉川 久和  |
| 21番 | 青木 徹   |
| 22番 | 藤岡いづみ  |
| 23番 | 田中 靖志  |
| 24番 | 小森 正人  |
| 25番 | 井狩 憲一  |
| 26番 | 武浪 勘治  |

欠 席

11番 森 恒仁（遅参）、12番 有馬 和夫、16番 白井 嘉嗣

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西村 拓巳
	事務局次長	小松 美進
	主 幹	竹中 宏
農林水産課	主 任	保智 翔太

議長 みなさま、総会に入ります前に、本日は総会終了後、人権研修ならびに部会を実施いたしますので総会につきまして、議事が短時間に、スムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は23名であります。欠席は、11番 森恒仁委員、12番 有馬和夫委員、16番 白井嘉嗣委員です。よって、本総会が成立（出席者が過半数）いたしました。

ただいまから令和4年第3回農業委員会総会を開会します。これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。第17番 前田委員、第18番 杉江委員を指名いたします。日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって会期は本日1日間と決定いたしました。日程第3、議第7号から議第9号を上程します。議第7号農地法第5条第1項の規定による申請について、を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。「議第7号農地法第5条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。案件は、1件であります。

妙光寺●●●●番の田312.00㎡について、●●●●氏から●●●●氏及び●●●●氏に、一戸建専用住宅用地に転用するため売買により所有権移転されるものです。位置図は議案書6ページをご覧ください。

別紙2の添付資料の1をご覧ください。当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となり、他法令等としては都市計画法が関係します。その他の項目についても記載のとおりで、●●●●氏は妙光寺で生まれ育ち、結婚を機に市内のアパートで暮らしておられましたが、実家にも近く新たに住宅を建築して移転されるものです。

当該土地の整備に当たっては、農地との境界に擁壁を設置して盛土をされ、雨水は、集水して隣接する市道の道路側溝へ放流するため、隣接の農地への影響はありません。また、資金計画についても借入金によるため問題はありません。

議長 続きまして、意見委員の説明をいたします。第14番市木委員をお願いします。

市木委員 市木です。この●●●●さんにつきましては実家が近くにありまして、譲渡人の●●●●さんとは親戚関係になります。●●●●さんは、現在、勤め関係で大阪の方に住んでおられます。この農地につきましては、近くの方に耕作をしても

らっていましたが、耕作されていたかたが2年前に亡くなられて、その後、耕作される方が見つからなかったため保全管理されていました。今回、親戚であります●●●●さんの方に宅地として譲渡されることになり転用申請されます。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第7号の採決に入ります。お諮りいたします。議第7号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第7号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第8号農用地利用集積計画について、を議題とします。この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方につきましてはご退席を、貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。内容は、先だって郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権を設定されるのは、個人間では、合計55件、106筆、184,808㎡です。農地中間管理機構を通じたものは、合計47件、83筆、120,292㎡です。所有権が移転されたのは、合計1件です。これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

なお、詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

農林水産課 農地利用集積計画のうちの、所有権移転について説明させていただきます。案件は1件です。所有権移転を受ける者は、野洲市野田●●●●番地の●●●●氏です。所有権を移転する者は、野洲市野田●●●●番地の●●●●氏です。所有権を移転する土地は、野洲市野田●●●●番、現況地目畑、面積86㎡及び野洲市野田●●●●番、現況地目畑、面積207㎡です。所有権を移転する日は、令和4年3月30日です。売買金額は2筆合計、100,000円です。内訳は議案書のとおり

です。所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第8号の採決に入ります。お諮りいたします。議第8号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第8号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第9号野洲市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について、を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議題9号野洲市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、をご説明いたします。当該構想は、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定めるもので、同法第6条第4項の規定により本委員会の意見を求めるものです。詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

農林水産課 事前の通知のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、農業経営基盤強化促進法第6条において市町村が定めることと規定されております。現在、野洲市においても平成26年9月30日付けの基本構想を直近の基本構想として策定しておりますが、この度、令和3年10月8日付けで滋賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されたことを受け、基本構想の変更を行います。農業経営基盤強化促進法第6条第4項に農業委員会への意見照会を行うことが規定されておりますので、本日の総会にて意見照会をさせていただきます。

まず初めに、こちらから基本構想の変更の要点について説明させていただきます。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」をご確認ください。基本構想は、2ページ、3ページにある内容について各市町で定めているものです。4ページの見直しにあたって、ですが、滋賀県の基本方針が令和12年を目標としており、野洲市の基本構想についても滋賀県の目標期間に準じた設定となっております。また、農業者の意見を反映させることについては、野洲市再生協議会へ意見照会を行い、農業協同組合の意見を聞くことについては、JAレーク滋賀野洲営農経済センター、JAレーク滋賀中営農経済センターへ意見照会を行っております。各組織との意見照会を経て、滋賀県知事との協議を行

い、公告という流れになります。5 ページ目は基本構想の位置づけになりますので、ご確認ください。最後に改正（変更）の主な内容についてですが、6 ページ目をご確認ください。今回の変更の主な内容ですが、まず、（案）の 2 ページ目の下にある、目標とすべき所得水準に、夫婦等で共同申請する場合や集落営農法人として申請する場合の水準を新たに加えております。次に、（案）の 5 ページから 6 ページにある、認定農業者になろうとする者が目指すべき営農類型を見直しております。（案）の 7 ページ上にある、担い手への農用地の利用集積目標を変更しております。そして、（案）を通して、振興計画の整合等での文言の変更、修正を行っています。また、農地利用集積円滑化事業として J A さんが主体となり、事業を行っておられましたが、令和 2 年度から新たに事業を行うことができなくなりましたので、文言削除しております。大まかな説明は以上となりますが、（案）のほとんどの内容は滋賀県の基本方針を反映させたものです。冒頭説明したように、都道府県の基本方針に即した内容である必要があることが、基盤法内で定められていますので、内容については、そのようにご認識いただきますようお願いいたします。以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

（25 番 井狩委員挙手）

25 番井狩委員

井狩委員 25 番井狩です。今、ざっとした説明と言われましたが、基本計画との整合性、それから、農業基盤整備の強化の促進に関する基本構想とは当然連動するものです。基本計画を実態とした新しい今のことが何も書かれていない。これええ加減やという感じを持ちました。今もおっしゃるようにこの基本的な構想についても、県の方から指示があって修正しなさいと言うところは修正したということだけであって、細かくは読まさせていただいていませんけれども、これまた案の段階ですので修正できるわけですね。そのあたりはどうですか、それ以外にも私気になるところがあります。具体的に説明いただければ有難いなど。

農林水産課 修正は可能です。そのため意見照会をさせていただいています。修正は可能ですが、ここの部分は記載が必要という所もあるので、あまり野洲市独自にしすぎることは出来ないと考えています。利用権設定の事業をこの様にしなさいよというところも出てくるのですが、そのへんは基本的にはさわれない。法律に基づいてこの様に事務処理しなさいとなるので、仮にさわれるとするならば最初の方で

すね。野洲市がこういう場所でこういう営農を行っていますとか、先に言っていた農業経営の指標、水田をこの規模の面積でとか言う表が載っています。そのへんを変更することは可能ですが、ただ、基盤法の中には、県の方針に即した内容にするようにというのが載っているので、そこは無視できない。井狩さんがおっしゃるように県から言われたところを直しているだけと言われれば確かにそうですけれども、基盤法の中でそうしなさいと指示があるので、直せる所と直せないところがありますけれども、特にここどうやというところがあれば今聞かせていただきます。

井狩委員　これ一遍目を通して見ないと、今すぐここをどうせいということとは言えない。例えば10日後なら10日後まで時間を取るとか。

農林水産課　そのため、事前に送付をさせていただいています。集積計画と一緒に。当然、今初見で意見をいただくのは難しいと考えましたので集積計画と一緒に送らせていただき、一定の見えていただく時間はあったのかなと認識はしています。

井狩委員　なぜ、この様なことを言うかと言いますと、最初に説明された令和元年1月の6ページのところです。これに加えて、今、50アールの要件を外そうとする動きがある。基本的なことです。それが書かれてない。それは何も兵庫県養父市の特区の話だけやなく、下限が解除される。そのことは委員会の中でも議論しておかなければいけないのではないか。何も、市が出された資料に対してどうこうだけではなく、基本的なことは農業委員会として議論しておく必要がある。

農林水産課　下限の話は、私も聞いている。まだ、新聞とかで報道されているレベルの話なので本決まりではないので、ただ、下限の話については、農地法の取り扱いになり、基盤法の中では下限のことは載っていない。農地法の改正があるときに農業委員会の中で相談されるのは良いと思いますが、下限については基盤法では取り扱いがありませんのでお伝えしておきます。

井狩委員　今、一部の新聞に情報が出ているとの話があったが、最近の情報はそのレベルではない。もっと掘り下げて情報収集しなければ事務局、そのへんは要望しておきます。

議　長　ただ今の件、要望としてお受けしておきます。5反要件の緩和は、現在の改正案でまだ決まってははいないけれども、井狩委員が言うように、恐らく決まるであろうということでもよろしいかと思えます。そこらも状況に応じて委員会としても対処していかなければならないと考えています。

他に意見照会に対する意見がございましたら。

(15番 飯田委員挙手)

15番飯田委員

飯田委員 私は農業はやっていないですけども、お話を聞いていますと、大規模の方からの経営が成り立たないと辞めていかれる方もあると聞いておりますので、構想にも書いてありますように、その目標や狙いがあるんですが、実際にやれるような体制とか、本気で取り組むようなことがなかったら、中間管理機構に預けたりするのが増えるだけで、戻ってきてでも農業をやろうという子供さんがいないわけではないですし、本当にそのへんが具体的に踏み出すといった内容が見えてこないし、とても心配に思っている。そのへんはいかがでしょうか。

農林水産課 市の方でこうなさいと言うことを一定示すことは可能だとは思いますが、それぞれに考え方もあろうかと思しますので、こういう方針でやりなさいと強く発信することは考えていない。ただ、今言われたように何も市からのサポートがなければ、やろうとしている人が減っているのは事実なので影響は出てくると思います。少しでも市内の農業が維持できるように補助金やこうした計画を通して支援していければと考えております。また、具体的に要望を聞かれたときにはお伝えいただければ聞かさせていただきます。

議長 飯田委員よろしいですか。  
他にご意見はございますか。

(23番 田中委員挙手)

23番田中委員

田中委員 23番田中です。3ページの中ほどに「増加傾向にある遊休農地については」というところがありますが、その中で「農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地に区分」と記述いただいている。農業上の利用を図る農地についてはこういうような対策を進めていくと明記されているんですけども、それ以外の農地についても方向性、対策が示されていないが、その点はどうか。

農林水産課 確かに言われる通りだと思います。持ち帰らせていただいて何か文言を足せることがあれば修正させていただきたい。また、最終の案については、事務局を通



じて皆様にお示しできるかと思しますので、ご意見いただいたところは検討させていただきます。

田中委員　もう一点原稿の改訂なんですけれども、農業経営者という文言と農業者という文言が混ざっていますので、その統一は必要と思います。

農林水産課　確認して修正させていただきます。

議　長　他に質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第9号の採決に入ります。お諮りいたします。議第9号を原案のとおり認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。

全員多数と認めます。よって議第9号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、日程第4報告案件にはいります。報第4号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告します。事務局の報告を求めます。

事務局長　報告第4号　農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、ご説明をいたします。議案書の4ページをご覧ください。案件は2件です。両案件は譲受人が同一でありますので一括でご説明します。●●●●氏所有の行畑●●●●番の田1,059㎡及び●●●●氏所有の行畑●●●●番の田516㎡について、譲渡人の2名から●●●●氏に、共同住宅用地として転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書6ページをご覧ください。

議　長　説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。続きまして、報第5号農地変更届について報告します。事務局の報告を求めます。

事務局長　報告第5号農地変更届出について、をご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。案件は1件です。妙光寺●●●●番の田559㎡について、畑地に変更されるものです。変更の事由としては、水稻用の農業機械が無く耕作できない

ことから、畑地に変更して野菜や果物を作られるものです。位置図は議案書6ページをご覧ください。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和4年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前10時6分